

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ビジネスのグローバル化が進行し、企業活動が及ぼすあらゆる影響について社会的責任が厳しく問われる中で、ノリタケグループの全役員・全社員の一人ひとりが当社の創業者精神を受け継ぎ、これに基づき策定した「ノリタケグループ企業倫理綱領」の遵守と実践を通して、より高い企業倫理を備えたノリタケグループを体現してまいります。また、当社ウェブサイトを通じて財務情報の提供を図るなど、積極的かつ公正な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

2019年12月24日に取締役会の諮問機関として、独立社外役員を過半数として構成される指名・報酬委員会を設立しました。2019年11月14日開示時点で未実施であった、補充原則4-1-3. 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画、補充原則4-10-1. 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言 につきましては、この指名・報酬委員会が関与していきます。

また、補充原則4-11-3. 取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要 につきましても、2020年3月にアンケート方式による取締役会の実効性の分析・評価を行い、その結果を取締役に報告しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社の政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築を目的に、当社の円滑な事業運営、中長期的な企業価値向上のため保有しているものです。保有株式は取締役会において個別銘柄毎に毎年検証を行い、当社事業の発展に資すると判断する株式については保有し続け、保有する意義の乏しい銘柄については売却しております。また、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、前述の保有方針に適合し、且つ発行会社の効率的で健全な経営に資するか等を総合的に勘案し、対応しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は取締役の競業取引及び自己取引については、取締役会規程に基づき、取締役会での審議、決議をしております。また、主要株主等との取引についても、取締役会規程に基づき、重要性の高い取引は取締役会での決議を要することとしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループでは、安定的な年金給付を将来にわたって行うため、ノリタケグループ企業年金基金において、当社と国内グループ会社の企業年金の積立金の運用を行っております。同基金の資金運用に関する基本方針、運用指針及び運用機関の選定等については、当社の財務部門の部門長等の運用に関する適切な資質を持った者及び受益者代表の労働組合委員長で構成する資産運用委員会で審議しています。個別の投資先選定や議決権行使については各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間での利益相反が生じないようにしています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は「至誠事に当り、もって素志を貫徹し、永遠に国利民福を図ることを期す」という創業者の精神を受け継ぎ、社是である「良品・輸出・共栄」の実践により、メーカーとして、最高の品質とサービスを提供することによって社会に貢献することを経営理念としております。この理念のもと、経営戦略や中期経営計画を策定しています。これらは当社ウェブサイト上に公開しています。

() 企業行動指針

<https://www.noritake.co.jp/company/about/ethics.html>

() 中期経営計画

<https://www.noritake.co.jp/company/ir/plan.html>

() 決算説明会資料ほか

<https://www.noritake.co.jp/company/ir/library/>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。また、当社のコーポレートガバナンス・コードに関する基本方針を次のとおりといたします。

- 1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- 2) 株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- 3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4) 会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- 5) 株主との建設的な対話に努めます。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬の考え方につきましては、本報告書 -1 機関構成・組織運営に係る事項【取締役報酬関係】に記載しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1)方針

取締役につきましては、当社の事業活動について適切な意思決定と業務執行の監督を行うために、各事業内容に精通し多様な知識や経験を有する社内出身の取締役と、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもつ社外取締役で取締役会を構成する事を基本方針として候補者を選任しております。また、取締役が、当社の規程に定める禁止事項に抵触したときには、解任する場合があります。

監査役につきましては、財務、会計に関する知見、当社事業に関する広範な経験、経営者としての経験・知見等のバランスを考慮して候補者を選任しております。

2)手続

取締役及び監査役候補者の選任について、合理性並びに透明性を確保するため、2019年12月に取締役会の諮問機関として、独立社外役員を過半数として構成される指名・報酬委員会を設立しました。取締役候補者の選任については、取締役会からの諮問に基づいて、指名・報酬委員会で審議を行い、その審議結果を取締役に答申し、取締役会にて決定しております。

監査役候補者の選任については、取締役会からの諮問に基づいて、指名・報酬委員会で審議を行った上で候補者を監査役に推薦し、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定しております。

取締役の解任については、取締役会は当該取締役に辞任を求めるか、もしくは株主総会を招集して解任の議案を付議します。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の指名理由、取締役の解任理由については、「株主総会招集ご通知」に記載します。

<https://www.noritake.co.jp/company/ir/sokai.html>

【補充原則4 - 1 - 1 . 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は取締役会の決議をもって決定する事項を取締役会規程並びに取締役会付議基準に定めております。その主なものは、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債及び新株予約権に関する事項、会社財産等に関する事項、会社法等の法令に定める事項、定款に定める事項、その他重要事項が該当します。また、当社は執行役員制度を導入し、一定の範囲内で執行権限の委譲と執行責任の明確化を図っており、取締役会による決定を要しない業務執行のうち、特定の重要な事項については、社内取締役及び社長が指名する執行役員で構成される経営会議(原則として週1回開催)の審議を経て決定します。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準を基に、「専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと」を基本的な考え方として、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1 . 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、各事業内容に精通し多様な知識や経験をもつ取締役で取締役会を構成し、活発な議論を妨げず、かつ迅速に意思決定を推進することができる適切な員数を維持する方針です。

【補充原則4 - 11 - 2 . 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

当社は、「株主総会招集ご通知」参考書類及び添付書類の事業報告において、各取締役・監査役の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3 . 取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は2019年度より、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する評価を実施しております。

2019年度においては、取締役会の構成と運営、経営戦略と事業戦略、企業倫理とリスク管理、業績のモニタリングと経営陣の評価・報酬等を評価項目とするアンケートを、取締役及び監査役を対象に実施し、分析と評価を外部機関に委託して、その結果を取締役に報告しております。取締役会の実効性に関する分析と評価の結果は次のとおりです。

- ・取締役会が十分な割合の独立社外取締役から構成され、多様性の面でもバランスのとれた取締役会となっている。また、取締役会での決議事項と経営陣に委任すべき事項が適正に区分されている。
- ・取締役会が企業倫理を重視する企業風土の確立を図るとともに、その浸透のための適切な 監視・監督を行っている。また、内部統制システムが構築・運用されていることが適切に監視・監督されている。
- ・経営陣による業績報告が適切な指標を用いて行われており、独立社外取締役が経営陣の評価や報酬の決定に関わる体制が取り入れられている。

以上のことから、当社の取締役会は適切に運営され、実効性は概ね確保されていることを確認いたしました。

なお、今回のアンケート結果から抽出された取締役会の実効性改善のための課題として、役員トレーニングの充実、リスク管理体制の強化等が挙げられており、今後はそれらに取り組むことで引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 . 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役就任時に、役員として遵守すべき法的な義務・責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しています。就任後も適宜セミナーの受講等、必要なスキル・知識の習得に努めています。社外取締役及び社外監査役には、当社グループについての理解を深めていただくため、経営戦略、事業・業務内容、財務内容等について、個別に説明の機会を設けております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)基本的な方針

当社は、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係を築くため、必要な情報を関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確かつ公平にご提供しながら、必要に応じて対話も行います。当社の取り組みに対しご理解とご支援を賜り、企業価値向上を目指してまいります。

(2)IR体制

株主・投資家の皆様につきましては、財務担当取締役が担当し、主に財務部が企業広報活動に連動して行っております。

(3)対話の手段の充実

機関投資家やアナリストの皆様に対して、年2回、決算説明会を実施します。個人投資家の皆様に対しては、株主総会において意見交換を積極的に行うほか、事業報告書や決算発表書類などの各種情報を容易に入手できるよう、自社ウェブサイトの充実を図っております。

(4)社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、担当役員を通じて取締役会・経営会議等にフィードバックします。

(5)インサイダー情報の管理

証券市場の公正性・健全性確保の観点から、投資判断に影響を及ぼすインサイダー情報の管理の重要性を認識し、決算期におけるサイレント期間の設定をしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,291,065	8.81
第一生命保険株式会社	1,041,447	7.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	864,300	5.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	730,500	4.99
株式会社三菱UFJ銀行	569,484	3.89
TOTO株式会社	520,894	3.56
日本生命保険相互会社	384,205	2.62
東京海上日動火災保険株式会社	279,634	1.91
ノリタケ取引先持株会	276,601	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75947口)	241,862	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小森哲夫	他の会社の出身者													
友添雅直	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小森哲夫	<p>社外取締役の小森哲夫氏は、2004年5月まで当社の株主、取引先(借入先)である株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の取締役を務められていましたが、既に同行を退職して16年が経過しており、現在同行の意思に影響される立場には一切ありません。当社は複数の金融機関と取引をしておりますが、株式会社三菱UFJ銀行からの借入金は全体の3割以下であり、また当社の自己資本比率も69.0%であることから、同行に対する借入依存度は突出したものではないと考えます。また、同行が保有する当社株式の比率も5%未満であり、当社の経営に影響を持つ株主ではありません。よって、同行の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はなく、また小森氏が社外取締役を務めておられるゼリア新薬工業株式会社と当社の間には取引関係はございません。</p>	<p>小森哲夫氏は、金融機関での経営者としての経験から得られた豊富な知識と幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。</p>
友添雅直	<p>社外取締役の友添雅直氏は、2012年4月まで当社の取引先であるトヨタ自動車株式会社で専務役員を務められていましたが、専務役員を退任されてから8年が経過しており、現在同社の意思に影響される立場には一切ありません。また、当社から同社への年間販売取引金額は、当社の前事業年度連結売上高1%未満であり、当社の経営に影響を持つ取引先ではありません。なお、同氏が現在相談役を務めておられる中部国際空港株式会社と当社の間には取引関係はございません。また、同氏が社外取締役を務めておられるホンザキ株式会社と当社との間には仕入の取引関係がありますが、その規模は前事業年度における年間実績が百万円未満と僅少であり、同氏が社外監査役を務めておられるダイハツ工業株式会社及び株式会社豊田動機機の両社と当社の間には、当社からの販売の取引関係がありますが、ともに当社の前事業年度連結売上高の1%未満と僅少であり、ダイハツ工業株式会社と当社の間には仕入の取引関係がありますが、前事業年度の年間実績は百万円未満と僅少であります。</p>	<p>友添雅直氏は、企業経営者としての経験から得られた豊富な知識や幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社内取締役

補足説明 更新

取締役及び監査役の人事及び報酬決定について、合理性並びに透明性を確保するため、2019年12月に取締役会の諮問機関として、独立社外役員を過半数として構成される指名・報酬委員会を設立しました。指名・報酬委員会は代表取締役2名、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名によって構成されております。取締役会からの諮問に基づいて、取締役及び監査役の人事と報酬に関する事項について審議を行い、その審議結果を取締役に答申しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、毎年度、策定する監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人と密接に連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

内部監査部門として監査室を設置し、業務監査及び会計監査を実施、その結果は、所管事業本部長・事業部長に報告するとともに、重大な問題が認められる場合には、経営会議及び監査役会へ報告されることとなっております。また監査室は、監査役及び会計監査人と密接に連携を保ち、効率的な内部監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村田隆一	他の会社の出身者													
猿渡辰彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

村田隆一	<p>社外監査役の村田隆一氏は、2009年6月まで当社の株主、取引先(借入先)である株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の取締役を務められていましたが、既に同行を退職して11年が経過しており、現在同行の意思に影響される立場には一切ありません。当社は複数の金融機関と取引をしておりますが、株式会社三菱UFJ銀行からの借入金は全体の3割以下であり、また当社の自己資本比率も69.0%であることから、同行に対する借入依存度は突出したものではないと考えます。また、同行が保有する当社株式の比率も5%未満であり、当社の経営に影響を持つ株主ではありません。よって、同行の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はございません。また、村田氏が特別顧問を務めておられる三菱UFJリース株式会社は当社の発行済株式の1%未満の株式を保有する株主で、当社との間には仕入の取引関係がありますが、その規模は仕入が当社の前事業年度仕入総額の1%未満と僅少であり、さらに同氏が社外取締役を務めておられる近鉄グループホールディングス株式会社及びエーザイ株式会社の両社と当社の間には、いずれも取引関係はございません。</p>	<p>友添雅直氏は、企業経営者としての経験から得られた豊富な知識や幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。</p>
猿渡辰彦	<p>社外監査役の猿渡辰彦氏は、2016年6月まで当社の株主、取引先であるTOTO株式会社の取締役を務められていましたが、取締役を退任され、現在同社の意思に影響される立場には一切ありません。同社と当社の間には当社からの販売の取引関係がありますが、当社の前事業年度連結売上高の1%未満と僅少であり、また、同社が保有する当社株式の比率も5%未満であり当社の経営に影響を持つ株主ではありません。よって、同社の当社に対する影響度は希薄であります。</p>	<p>猿渡辰彦氏は、企業経営者としての経験から得られた豊富な知識や幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は業績連動型株式報酬制度を2016年9月より導入しております。本制度は、社外取締役を除く(取締役等)に対して中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的としており、業績目標(連結売上高、連結営業利益等)の達成度等に応じて当社株式の交付及び当社株式の換価金相当額の金銭の給付を行う株式報酬制度です。同制度の詳細につきましては、当社の第136期以降の有価証券報告書をご覧ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬総額を、事業報告書、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、「月額固定報酬」及び「業績連動型株式報酬」で構成されております。「月額固定報酬」と「業績連動型株式報酬」の比率については、中長期的な業績の安定と企業価値の向上を重視し、業績に連動する「業績連動型株式報酬」の割合が過度にならないように設定しております。

「月額固定報酬」は、独立社外役員を過半数として構成される指名・報酬委員会において、報酬制度に関する基本方針や、役割及び職責に相応しい役位別の報酬金額の妥当性等に関して審議を行い、その結果を取締役会へ答申することで合理性並びに透明性を確保し、株主総会で承認された範囲内(注1)において、取締役会で決定しております。

「業績連動型株式報酬」は、株主総会で承認された範囲内において、株式交付規程に基づき、中長期的な企業価値向上を意識した経営へのインセンティブを付与するため、中期経営計画に基づき設定される各事業年度の企業業績目標(連結売上高、連結営業利益等)の達成度等に応じて決定しております。また、業績連動により、本制度にかかる報酬水準は、基準として設定される企業業績目標(連結売上高、連結営業利益等)の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動します。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標における達成度(連結売上高1,206億円、連結営業利益42億円等)に対応する報酬水準は75%でした。

業績連動型株式報酬制度の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」をご参照ください。

社外取締役につきましては、独立した立場から経営を監督する役割を考慮し、「月額固定報酬」のみとしております。

監査役の報酬につきましては、「月額固定報酬」のみであり、株主総会で承認された範囲内(注2)において、監査役の協議によって決定しております。

(注) 1 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額40百万円以内とする旨が決議されております。

2 監査役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額6百万円以内とする旨が決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、主に秘書室、経営企画室がサポートにあっております。また、取締役会の開催に際して、特に重要な議案については事前の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
種村 均	相談役	財界活動 社会貢献活動	非常勤 報酬有	2018/06/26	3年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

相談役は、取締役会の決議により選任することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・業務執行

取締役会は、経営の基本方針や法令で定められた事項をはじめとする重要事項を決定する機関とし、取締役会の意思決定を受けて行う業務執行の機能強化を目的に、執行権限の委譲と執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、優秀な人材の早期登用を促進するため、2019年4月1日付で執行役員待遇制度を導入しました。

取締役会は、重要事項の決定並びに業務執行の監督のため、業務執行にあたる執行役員と執行役員待遇を加えて原則として月1回開催し、グループ全体の意思統一を図っております。2019年度においては13回開催し、平均出席率は取締役100%、監査役98%となっています。取締役会規程並びに取締役会付議基準に従って、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項等を審議しました。

業務執行に関する経営上重要な事項については、社内取締役及び社長が指名する執行役員・執行役員待遇で構成され、原則として週1回開催の経営会議で十分な審議を行っており、的確かつ迅速な経営判断を行える体制を整えております。

取締役の員数は18名以内としており、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築することを可能とし、かつ事業年度ごとの経営責任を明確にするために、当社の取締役の任期は1年としております。

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めにより、任務を怠ったことによる取締役及び

監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。

指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の創設が認められておりますが、当社は監査役制度を採用することとしております。

・内部監査

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部門として監査室(4名)を設置し、業務監査及び会計監査を実施し、その結果は、所管事業本部長・所管事業部長に報告するとともに、重大な問題が認められる場合には、経営会議及び監査役会へ報告されることとなっております。

内部監査部門である監査室は、監査役及び会計監査人と密接に連携を保ち、効率的な内部監査を実施しております。

・監査役監査

監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名の合計4名で構成され、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会、内部監査部門である監査室等と意思疎通を図り、情報の収集に努めています。また、監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

・会計監査

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

会計監査については、会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人に所属する公認会計士により独立の立場から監査業務が執行されております。

・社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役を招聘しております。

また、社外監査役には、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当社の監査に反映して頂いております。

社外取締役小森哲夫及び友添雅直並びに社外監査役村田隆一及び猿渡辰彦は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社株式を小森哲夫は1,500株並びに村田隆一は300株保有していますが、特段の利害関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

・社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、常勤監査役2名とともに、取締役会の職務の執行並びに当社及び子会社における業務や財産の状況を監査するとともに、連結計算書類及び計算書類等に関して会計監査人からの報告に基づき監査しております。また、内部監査部門としての監査室とも密接に連携を保ち、効率的な内部監査にも寄与しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、且つ中立な経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による経営監視機能が十分に発揮される体制を整えております。また、社外取締役を2名選任し、取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性を確保し、機能しているとの認識から、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第139回定時株主総会の招集通知は、法定期日の5日前に発送しております。また、東証の適時開示情報システム(TDnet)及び当社ウェブサイトにて発送前開示をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	各種の事務処理や監査等に必要期間を考慮した決算日程をふまえ、より多くの株主にご出席いただけるよう、株主総会の開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部につき、英訳を提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ノリタケグループ企業倫理綱領」において、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示」することを定め、更に「ノリタケグループは、契約上秘密保持義務を負っている事項および企業内の秘密を除き、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行うとともに、外部からの情報開示の要請については、正当な事由のない限りこれに応じ、その相手方によって対応を変えたり、内容を違えることなく、事実を正確に伝えます。また、ノリタケグループの未公開情報の不正利用や、職務に関して知り得た他社の未公開情報を利用した、株式等を含む有価証券に関する不正な取引(いわゆるインサイダー取引)を禁止するとともに、違反者には、厳しく対処致します。」と定め、同綱領を当社ウェブサイトにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIRライブラリーの項目を設け、決算短信、事業報告、コーポレートレポート、並びにアナリスト向け説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部が担当しております。企業広報活動において連動して実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ノリタケグループ企業倫理綱領を定め、株主・取引先・地域社会等のステークホルダーとの関係を明確にして、その立場を尊重することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ノリタケグループ環境方針を定め、継続的な環境保護活動を推進しております。また、毎年、社会・環境報告書を作成しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ノリタケグループ企業倫理綱領を制定し、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行うとともに、外部からの情報開示の要請については、正当な事由のない限りこれに応じ、その相手方によって対応を変えたり、内容を違えることなく、事実を正確に伝えることとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりです。(最終改定 2020年4月23日)

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「リタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、取締役はこれらを遵守します。
 2. 取締役会規程及び決裁規程を定め、法令及び定款に定める重要事項の決定並びに業務執行の監督のために、取締役会を開催するとともに、経営会議及び各種委員会等の会議体を開催します。
 3. 取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、社外取締役を複数招聘します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。
 2. 大規模地震や火災等への防災対策に係る規程を定め、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を明確にし、従業員の安全と被害の軽減を図ります。
 3. 事業運営上のリスクについては、事業計画や予算、設備投資計画等、重要事項の決裁の過程において、総合的に検討・分析を行って、これを回避・予防します。
 4. コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別リスクについては、経営会議や各種委員会でリスクの把握と未然防止を図ります。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁規程に定められた重要事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
 2. 執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
 3. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議体を年2回開催します。また、実績及び年度事業計画の進捗の確認と情報共有を図る会議体を四半期毎に開催します。
 4. 決裁規程や職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、権限委譲を行い、業務執行の効率化を図ります。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「リタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらの周知徹底を図ります。
 2. コンプライアンス委員会を設置し、所定の組織毎に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化のための活動を推進します。
 3. 業務や業態もしくは使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
 4. 社内及び社外に専用窓口を設けた内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
 5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 子会社の営業成績及び財務状況については、定期的に当社への報告を義務づけます。重要な子会社については、当社の経営会議や取締役会における報告を義務づけます。
 2. 子会社における経営上の重要事項については、当社及び子会社の会社規定によって、当社の事前承認や当社への報告を義務づけます。
 3. 「リタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守の推進を図るために、子会社もコンプライアンス委員会の活動に参加するとともに、子会社の取締役及び使用人は当社が社内外に設ける内部通報窓口を利用できるものとします。
 4. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るために年2回開催する会議体と、年度事業計画の実績や進捗の確認と情報共有を図るために四半期毎に開催する会議体は、子会社の責任者も出席して開催します。
 5. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程を定め、内部監査部門により、当社及び子会社において内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行います。
 6. 子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、監査役もしくは使用人がそれぞれ1名以上就任し、業務執行を管理・監督します。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じて取締役から独立した専属の従業員を置くものとします。
 2. 当該使用人は、当社及び子会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。
 3. 当該使用人の人事異動、人事考課については、監査役会の事前同意を要するものとします。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査役の閲覧に供するとともに、監査役に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
 2. 当社及び子会社の内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。事務局は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役に対して定期的に報告します。
 3. 経営会議や各種委員会には、監査役が出席します。
 4. 監査役へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。
- (9) 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が弁護士、公認会計士等独自の外部専門家を任用することを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合

を除き、その費用を負担します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、常勤監査役2名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計4名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
2. 代表取締役は、監査役との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
3. 内部監査部門は、監査役に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「ノリタケグループ企業倫理綱領」において、反社会的勢力との絶縁について、以下のとおり定め、グループ内に周知し実践しております。

「反社会的勢力との絶縁について

ノリタケグループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある、あらゆる個人・団体とのかかわりを一切持ちません。特に、ノリタケグループの全役員は、このような個人・団体に対しては毅然たる態度をもって接することとします。また、このような個人・団体が様々なきっかけを作っにかかわりを持ってきたり、金銭等の財産を要求してきた場合には、組織的な対応をとり、不当な要求を決して受け入れず、これを排除します。」

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

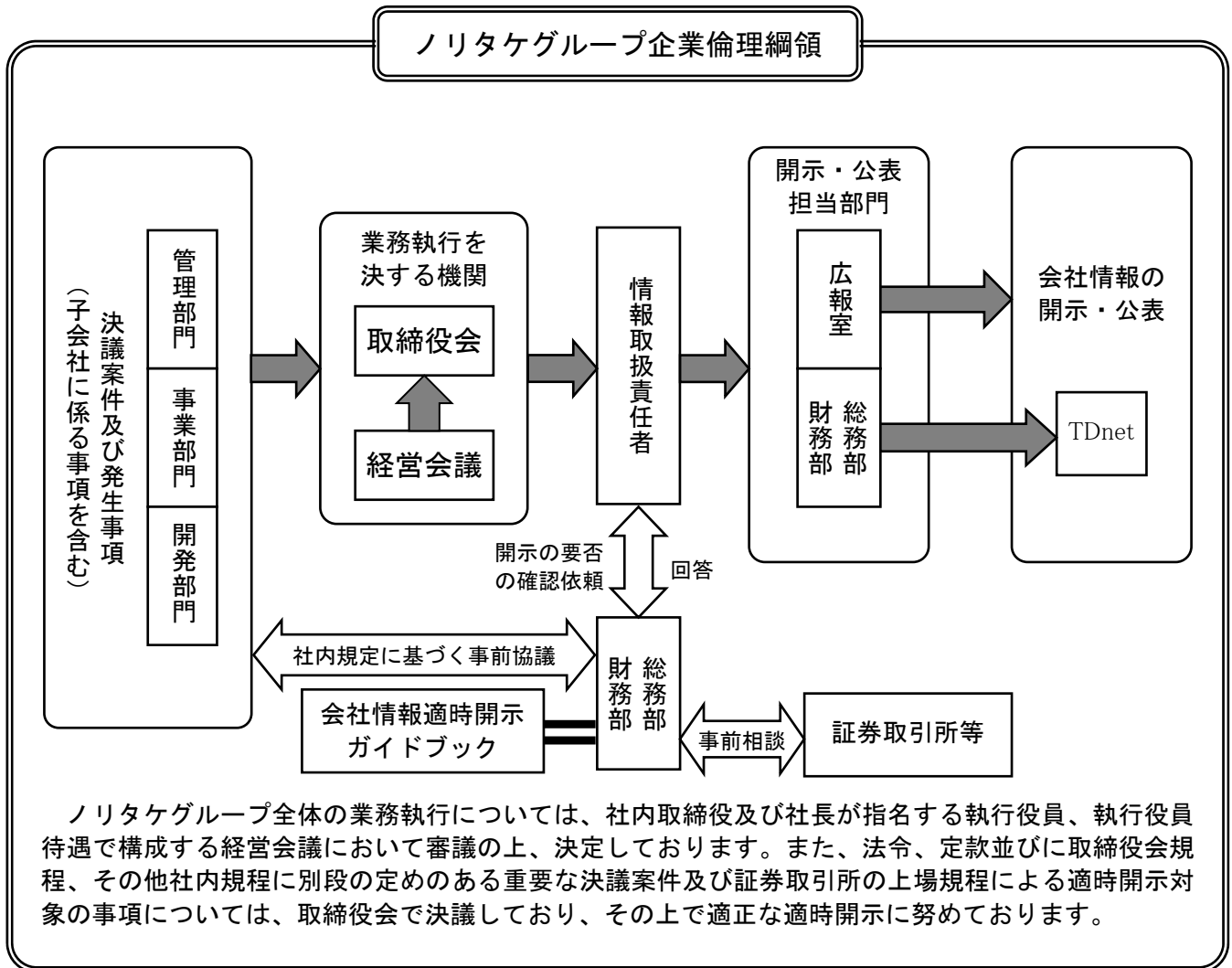
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

社会に信頼される健全なリタケグループであり続けることを目指し、「リタケグループ企業倫理綱領」の遵守と実践及びコンプライアンス委員会の活動等を通して、引き続き法令遵守に基づく内部統制システムの確立を推進してまいります。

適時開示体制の概要



当社は、「ノリタケグループ企業倫理綱領」を定め、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報につき、関係諸法令に従い、適切な時期及び方法により正確な情報開示を行うこととしております。

以 上